

調査結果表
(小規模民間事務所等)

当該調査に関与した調査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当調査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 建築物の内部					
(1)	縦穴区画の状況				
(2)	縦穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(3)	縦穴区画	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(4)	準耐火構造の壁（縦穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(5)		部材の劣化及び損傷の状況			
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(8)	準耐火構造の床（縦穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(9)		部材の劣化及び損傷の状況			
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(11)	防火設備（縦穴区画を構成する防火設備に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況			
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(13)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況			
(14)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(15)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(16)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況			
(17)		常閉防火扉等の固定の状況			
(18)	照明器具、懸垂物等	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況			
2 避難施設					
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況			
(4)		物品の放置の状況			
(5)		避難器具の操作性の確保の状況			
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況			
(7)		幅員の確保の状況			
(8)		手すりの設置の状況			
(9)		物品の放置の状況			
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況			
3 上記以外の調査項目					
その他確認事項					
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無					
□有（ ）階 □無					
特記事項					
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第2（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「3 上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、3は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の2の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。